

坂監公表29第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき平成29年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年2月14日

坂出市監査委員 稲田茂樹

坂出市監査委員 若杉輝久

平成29年度定期監査報告書

平成29年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の内容

主に平成29年4月1日から同年9月30日までに執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているかについて監査を実施した。

第2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
総 務 部	・秘書広報課・職員課・危機監理室・総務課 ・政策課・企業立地推進室・税務課
市 民 生 活 部	・市民課・人権課・共働課・生活課
健 康 福 祉 部 (福祉事務所)	・けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課
建 設 経 済 部	・産業課・にぎわい室・地籍調査推進室・建設課 ・みなと課（港務所）・都市整備課
教 育 委 員 会	・教育総務課・学校教育課・生涯学習課（公民館等） ・文化振興課（美術館等）
消 防 本 部	・庶務課・予防課・消防署
農 業 委 員 会	事務局
選 挙 管 理 委 員 会	事務局
議 会 事 務 局	事務局
水 道 局	・監理課・工務課
市 立 病 院	・庶務課・医事課

第3 監査の期間

平成29年10月11日から同年11月9日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等を主眼におき、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性、有効性の確保に留意して行政的監査を行った。

監査対象部課からは、職員の事務分担表、主要な年間事務事業の計画及び実績、懸案事項及び業務に関する問題点、委託料調書、負担金補助及び交付金調書、工事請負費調書、備品購入費調書、各施設状況調書、管理運営に当たっての問題点及び今後の

課題、使用料及び手数料調書、扶助費調書、貸付金調書、特別会計調書、基金調書、各種団体・協議会等の会計事務調などの監査資料の提出を求め通査するとともに、事業の執行について関係職員より説明を聴取し、必要に応じて出先機関に出向いて監査を実施した。

第5 監査委員の除斥

- (1) 議会事務局の監査において、若杉輝久監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥されました。

第6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については概ね適正に処理されていると認められた。

なお、監査執行過程において比較的軽微な事項についてはその都度関係各課に注意を行い、あるいは口頭により善処するよう指導し、記載を省略しているが、指摘及び善処を要する事項については監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後、事務の執行に当たっては、指摘及び善処を要する事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

今回の監査で指摘及び善処を要する事項

(1) 各課共通事項

- ① 職員の時間外勤務時間は前年度の約1.1倍の71,093時間と6,625時間の増となっている。主な要因としては通常業務に加え国の制度改正等のためと考えられるが、増加部局としては健康福祉部約1.25倍の21,141時間と4,258時間の増、教育委員会約1.35倍の10,650時間と2,772時間の増、市民生活部約1.53倍の5,609時間と1,935時間の増となっている。平成28年度の定期監査でも要望したところであるが、行政サービスの多様化や業務の増加に反して、当市は減員補充による職員の定員管理を推進してきたことから、長時間の労働や過剰な業務負担などによる職員の健康が懸念される場所である。

なお、総務省においても、地方公務員のワークライフバランス推進に向けた「働き方改革」に資する情報発信を行っている。適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することが、仕事に対するモチベーションを高め業務効率の向上に効果があると考えことから、様々な取り組みを積極的に行い、時間外勤務の削減に努められたい。

ただ、管理職については、時間外勤務の実態が把握されていないことから、まずその実態を把握し、市民への安全・安心で効率的な行政サービスの継続的な提供のためにも、職員全体で長時間労働が縮減できるよう可能なものについて民間委託等の検討や、効果や重要度を勘案しつつ施策を絞り込むなどの対策に努められるよう要望する。

- ② 未収金の徴収については、債権管理マニュアルが策定され、今後の運用を注視しているところであるが、まずは各課において徴収金の調定方法の再確認・未収状況の把握・債権管理台帳の作成等、様々な債権の徴収体制・管理方法をさらに再検討されるよう要望する。

なお、悪質滞納者などに対しては毅然たる対応を行うなど、債権保全の更なる適正化に努められたい。

- ③ 各種団体・協議会等の庶務を市職員が行うことについては、平成19年度に122団体だったものが平成29年度には85団体へと減少しているが、行政の公平性を確保するためにも、団体の自立に向けて、団体長等に理解を得ながら、順次庶務および会計を団体へ移行することに努められるよう要望する。

また、公金外現金等の管理について、職員の危機管理意識を高め、リスク管理を進めていくためにも、各種団体・協議会等会計事務処理マニュアルおよび平成28年5月6日付通知「外部団体等から委任を受けて取り扱う会計事務の処理について」を遵守するよう要望する。

(2) 各課個別事項

【総務部】

- 秘書広報課：① 地域国際化事業について、様々な事業に取り組み地道な努力により参加人数も年々増加し効果を上げているが、市内在住外国人に対して、生活ガイドブック等による災害時の危機管理意識が高まるよう、啓発・訓練活動等を要望する。
- ② 市民や、本市に興味を持つ方の利便性を高めるために、市ホームページの検索機能の向上や動画によるPR等の取り組みを、さらに強化されるよう要望する。

職員課：各課共通事項①でも要望しているが、職員の健康管理について時間外勤務が増大している中、精神面の安定のためにも休息が重要であり、各部課と協議し長時間労働が一人の職員に偏らないよう適切な人員管理を行うことと、業務が多様化・煩雑化する中で人員不足による市民サービスの低下を招かないよう適切な定員管理を要望する。

危機監理室：市における様々なデータ管理・保管について、大規模災害時に情報およびシステムが被害を受けると市全体が機能不全に陥るので、サーバーをクラウドに設置または遠隔地の市町村等と協定を結び互いにバックアップデータ等を保管し合う等の措置に増々の配慮を要望する。

総務課：各課共通事項③でも要望しているが、各種団体・協議会等の庶務を市職員が行うことについては、各種団体・協議会等会計事務処理マニュアルの運用を遵守するよう要望する。

【市民生活部】

市民課：マイナンバーカードに関する事務等が増加・煩雑化する一方、正規職員数の減少や年齢層が偏ることにより経験や専門知識が蓄積されにくく、市民サービスの低下に繋がりがねない。市民への効率的な行政サービスの提供のためにも、人員確保について職員課との協議等を要望する。

共働課：各課共通事項③でも要望しているが、各種団体・協議会等の庶務を市職員が行うことについては、各種団体・協議会等会計事務処理マニュアルの運用を遵守するよう要望する。

生活課：① 職員体制について、正規職員の退職等により現在の直営業務の維持・継続が懸念される人員体制となっており、特に生活雑排水路(汚水・汚泥)の清掃業務については、市民からの継続要望も高いので、今後円滑な事業継続を図るための委託等も含めた再検討を要望する。

② 各課共通事項③でも要望しているが、各種団体・協議会等の庶務を市職員が行うことについては、各種団体・協議会等会計事務処理マニュアルの運用を遵守するよう要望する。

③ 分別収集のためのパンフレット等について、主だった外国語版またはデザイン等による捨ててはいけない物・分別しないとイケない物等が、分別の習慣の無い国から来た方にも、使い易いパンフレット・ポスターの作製を要望する。

【健康福祉部】

けんこう課：人員確保について、30名の職員配置の中で5名が育児休暇中であるが、各職員の業務量等を的確に把握し、市民への効率的な行政サービスの提供のためにも、臨時職員・嘱託員の活用等検討し、職員課との協議等を要望する。

ふくし課：各課共通事項③でも要望しているが、各種団体・協議会等の庶務を市職員が行うことについては、各種団体・協議会等会計事務処理マニュアルの運用を遵守するよう要望する。

かいご課： 介護予防給付サービスを総合事業サービスに移す等の国からの制度改正による時間外勤務が増加している。各職員の業務量等を的確に把握し、市民への効率的な行政サービスの提供のためにも、臨時職員・嘱託員の活用等検討し、職員課との協議等を要望する。

【建設経済部】

産業課： 農業次世代人材投資事業について、事業の採択を得るための条件も厳しく、前年度所得に応じて交付金額が変動する仕組みとなっているが、今後も継続して新規就農を希望する方の確保に努め、適切に助言・指導して地域農業の活性化に努めるよう要望する。

にぎわい室：① イベント等は休日に行うことが多く、市の活性化を図るためににぎわい創出事業に取り組んでいる職員の健康管理について、精神面の安定のためにも程よい休暇等の取得および休息が取れるよう職員課との協議等を要望する。

② 各課共通事項③でも要望しているが、各種団体・協議会等の庶務を市職員が行うことについては、各種団体・協議会等会計事務処理マニュアルの運用を遵守するよう要望する。

建設課： 各種使用料について、財政の健全化および市民負担の公平性の確保に向け、債権管理マニュアルを活用し引き続き適切な債権管理を望むものである。

みなと課： 坂出港を取り巻く状況は、国際間の競争、国内の港間での競争であり、厳しいものであるが、現在策定中である「坂出ニューポートプラン」を早期完成し、既存企業の振興・発展や新たな企業誘致の推進を要望する。

【教育委員会】

教育総務課：① 生活スタイルの変化により、仲よし教室は年々需要が増えてきており、学年も徐々に引き上げられている。子どもたちの安全な環境づくりのための教室増設等、今後も引き続き安全・安心な対応を要望する。

② 学校給食調理等業務の委託契約について、入札業者が限られていることから、再入札となると契約までに時間を要している。応札業者も要資格者の募集等の人員確保に時間を要することから、長期継続契約を鑑みできるだけ早い段階での入札の検討に努められたい。

学校教育課： 中学校になると環境が大きく変わるため、不登校になる生徒が増えている。円滑に中学校に入学できるよう、小学校・中学校の連絡協議会において、小中の担当者が入学前に気になる児童や学校の状況等を情報交換したり、スクールソーシャルワーカーを配置したり県のスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、さまざまな取り組みをしている。これからも児童・生徒たちが将来の希望や夢が持てるよう継続的な取り組みを要望する。

生涯学習課： 体育施設や社会教育施設について、各施設の利用状況や運営方法などを検討した上で、職員や参加者の安全を最優先し、老朽化等が進んでいる施設の整備方針を定めて、適切な維持管理を要望する。

文化振興課： 文化振興施設について、各施設の利用状況や運営方法などを検討した上で、職員や参加者の安全を最優先し、老朽化等が進んでいる施設の整備方針を定めて、適切な維持管理を要望する。

図書館： 市民への効率的な図書館サービスの提供のためにも、各職員の業務量等を的確に把握し、図書館司書の正規職員配置および臨時職員・嘱託員の活用等検討し、職員課との協議等を要望する。

【農業委員会】

各課共通事項③でも要望しているが、各種団体・協議会等の庶務を市職員が行うことについては、各種団体・協議会等会計事務処理マニュアルの運用を遵守するよう要望する。

【消防本部】

消防署の職員は採用されてすぐに活躍というのではなく、6か月の消防学校を経て、その後も様々な訓練を必要とされるので、正規職員の退職等により人員不足による市民の生命と財産を守る消防力の低下を招かないよう、適切な定員管理をするよう職員課との協議等を要望する。

【水道局】

平成30年4月1日より「香川県広域水道企業団」として、香川県と県内16市町の水道事業を統合して事業開始予定だが、今後も安全・安心な水の安定供給と、地元企業への工事の入札・発注を要望する。

【市立病院】

新病院においては、「坂出市立病院改革プラン」を策定し数値目標を掲げて、更なる経営改革に取り組んでいる。これからも市民の生命と健康を守るという公立病院としての使命と役割を果たすために、健全経営に努められるよう要望する。